

若松プロモーション実行委員会要綱

【名 称】

第1条

本会の名称は、「若松プロモーション実行委員会」（以下実行委員会という）とする。

【目 的】

第2条

この実行委員会は、若松区の特徴・資源を生かした魅力や新たに発掘した魅力について広く情報を発信し、集客力の向上、まちの活性化を図ることを目的とする。

また、この目的のための事業を実施するにあたり円滑な運営を図ることを目的とする。

【運 営】

第3条

前条の目的達成のため、事業を実施する。

- 2 事業は協議のうえ実施する。事業の実施要領、及び審査要領はその都度定める。

【役 職】

第4条

実行委員会に会長1名、副会長2名をおき、実行委員会の中から互選する。

- (1) 会長は実行委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その任務を代行する。

【招 集】

第5条

実行委員会は、会長が必要により招集するものとする。

【事務局】

第6条

実行委員会に事務局を置くものとする。

- (1) 事務局は若松区役所総務企画課（若松区浜町一丁目1番1号）に置くものとする。
- (2) 事務局長には若松区次長があたり、実行委員会の庶務を行うものとする。

附則

- 1 この規約は平成29年10月4日から施行する。